

1. はじめに

赤塚不二夫の「天才バカボン」だったと思うが、土地の所有を巡る話の中でバカボンのパパが、「恐竜が生きていた頃に、この土地は誰のものでもなかった筈だ。だから、この土地を自分のものだというお前はドロボーだ！」というような台詞を吐いて、ドタバタが続く話を記憶している。実にバカバカしいのだが、何故か妙に記憶に残っている。

一体、いつから日本人は、「この土地は俺のものだ！」と主張し、周囲もそれを認めるようになったのだろうか。

2. 古代律令制度と条里制の誕生

いきなり日本史の授業のようになってしまうが、西暦 645（大化元）年の政変を契機として、それ以前の部族代表者の合議政体から、「律令」に基づく国家体制への転換が図られたことはよく知られている。これ以前は、氏族単位で農作業を行っていたのだろうし、やはり氏族単位で田畑や山林を「占有し使用」していたに違いない。

律令による土地管理は、唐の「均田制」を模倣したものだそうだが、耕地はすべて「田」として把握され、一方、戸籍を作って権利を確認した人々に「口分田」を分与するものであり、「班田収受の法」と呼ばれた。ここまでは国民的常識だろう。

ところで、模範とした唐の制度であるが、土地表示については、台帳に、郷村名、面積、四至（境界）が基本であり、管理に地図は使用されていなかったという。日本の律令の「田令」も班田収受の結果は、「田籍」として田の面積、小字的名称、四周境界事象を帳簿に記録するものであるから、制度の直輸入である。

そして、班田の便宜のために施行された地割が、良く知られている「条里制」である。6 町（650m）四方の正方形区画を 109m 四方の 36 区画に分割し、面積 1 町の区画を「坊」と呼び、1 から 36 の番号を付した。縦横 6 区画（36 坊）の正方形を「里」、

里の列を「条」と呼ぶシステムであった。

現地は、碁盤目状の畦畔、溝などの区画を基礎として地割を明確にし、「条里地割」として現代までの遺構が存続しているものもある。

3. 条里制の発展と土地の特定

以下は、金田彰浩氏の見解¹⁾である。

742（天平 14）年になると「令集解」（養老令注釈書）に班田記録である田籍に加え、「田図」が登場する。田図は、土地の 1 町区画を 1 辺約 5cm の方眼で表示し、租や直米の査定単位、条理呼称に加え、「小字的名称」まで記入するものであった。

ここがユニークで重要な点だと思うのだが、土地台帳と一緒に図面を作ったこと、そして、畦畔等の現実の土地の区画がなくとも擬制として、土地に区画があるものとして扱ったことである。言うならば、方眼紙に地形図を描いて区画割通りに畦畔や水路を作るし、それがなくとも、あることにして、その区画を特定できる名称＝「小字的名称」をつけてしまうということだろう。

田図は、今日的な地形図や地籍図とは異なり、河川湖沼、丘陵等の表示に加え必要事項を記入した絵図に過ぎない。しかし、田籍に加え、田図が製作されたことにより土地把握の精度が向上し、部分的に、ある程度は地籍が特定できるようになったのである。

田令の規定を超えて、土地の所在まで把握できるこの土地表示システムを、金田氏は「条里プラン」と呼ぶ。もちろん、条里地割と条里呼称法を組み合わせると地番方式だが、そこまで発達したものではなかったから、過大評価はできない。しかし、とにかく台帳と地図による土地の所在の特定を行うようになったのである。

「条里プラン」は、当初、大和の国で試行された土地表示法が、742（天平 14）年以降、山城、尾張等、各国で施行され、772～773（宝亀 3～4）年の校班田時には、平野部全体をカバーする統一的なシ

システムとして再編成され、発達していったという。日本の複雑な地形条件や洪水のたびに河川の流路が変わるような気候の中では、台帳とセットで絵図を使わざるを得なかったのだろう。

4. 古代の土地行政と日本的システムの成立

班田収受の法は、723（養老 7）年の墾田三世一身の法、743（天平 15）年の墾田永世私財法によって、開墾田の私有が認められたことと、これと並行して農民が班田から逃亡、浮浪化した結果、戸籍制度が崩壊すると共に行われなくなっていった²⁾。

坂上康俊氏³⁾によれば、律令制度とは、7世紀の唐・新羅勢力の伸長による国際的な緊張の高まりの中で対外防備のための軍団の維持編成を目的として成立した、いわば「非常時の軍国体制」であったという。戸籍編成、班田収受といった行政の大きな負担と引き換えに生産量の増大を図った制度であった以上、対外的緊張の緩和と共に公地公民を基本とする制度から、土地私有制度へ体制が転換していったと考えられる。

私有地の拡大は税制の変化をもたらした。律令の負担である租庸調に加え、国や郡の利子付稲の貸与である「出挙」の創設とこれの実質的な税への転化等を経て、日本的な税制が確立していった。言いかえれば、8世紀半ばから9世紀半ばにかけて、税制から見て日本では唐や新羅とは異なる固有の政治体制が成立していったのだ。

こうした視点で田図や田籍の変化を分析した上で、前述の金田氏は、墾田の許認可を契機に整備された田図（校班田図）と「条里プラン」の編成は、厳密で詳細な土地管理体制をもたらしたと評価しているのである。

5. 中世から近世への土地行政の変化

10世紀になると班田収受の実施、校班田図の作成は途絶えるが、校班田図やこの系譜の図面は、国衙田所に保管され、国司の土地行政の基本となっていた。

再び金田氏によれば、古代荘園図には、田、畠、家などに関する土地の面積が、坊を単位とする形に分割されて表記されている。即ち、土地の管理、権

利の記録が条里制の坊を単位とした地片に分割されて行われていたのである。

1116（永久 4）年に三善為康が集成した「朝野群載」には国司の引継ぎ項目に田図が掲載されている。国司図と呼ばれる地図には、関係者の署名、国印の押印等、様式も整っていたのだという。

しかし、12世紀頃から作製される荘園図は、土地を地片として把握する形式から離れ、領域全体を把握し、境界確定である相論に関連して作製されるようになっていく。作製主体も中央政府ではなく、荘園領主に移っていった。

久留島典子⁴⁾氏によれば、不在領主が支配領域について情報を得る必要がある間は、鳥瞰図的な絵図が作成されていたが、中世後期になり、土地の現実支配である「当知行」が支配の根拠になるに従い、絵図によって支配領域を確認し、証明することは無意味になっていったと言う。

末端支配層である土豪は、直接的に現実の村落空間を支配しており、現実の対象を絵図化する必要はなかったからである。この結果、中世後期から戦国期の絵図は極めて少ないという現実がある。

戦国期になると土豪層の中には、所領の独自調査を行い、一族の賦課を所領規模に応じて配分する者も現れるようになった。16世紀初めには北条氏による「検地」が開始される（「差出検地」と呼ばれる申告制に基づくものと「丈量検地」とする見解がある⁵⁾）。いずれにせよ、戦国大名のこうした動きは、太閤検地として全国規模の丈量検地に繋がっていった。太閤検地の結果は、帳簿である「御前帳」と郡絵図として集大成された。

こうして、百姓による村絵図作製と支配地から離れた武家領主たちによる間接的な土地の支配の開始によって、再び支配地を絵図として把握する必要のある時代が、訪れていたのである。

6. おわりに

公地公民制などというものは、土地と人民の国家管理体制であろう。これが崩壊した後に耕作者が、自己の所有地を確認し、その権利を主張する根拠に律令の規格外で作成された地籍図もどきの田図が使用され、課税の根拠にもなっていったと

いうことだろう。壱田の開発許可の資料にもなったという。鎌倉武士達の「一所懸命」の根拠にもなったに違いない。どうやら、規程外の絵図づくりが、バカボンのパパへの答えだったようである。

参考文献

- 1) 金田彰浩「古地図からみた古代日本」、中央公論新社、1999 年
- 2) 渡辺晃宏「平城京と木簡の世紀」、講談社、pp. 63-71、2001 年
- 3) 坂上康俊「律令国家の転換と「日本」」、講談社、pp. 100-110、pp. 251-297、p. 334、2001 年
- 4) 久留島典子「一揆と戦国大名」、講談社、pp. 74-83、2001 年
- 5) 池上裕子「織豊政権と江戸幕府」講談社、pp. 173-187、2002 年